

# 大分県長期教育計画(素案)に対する主な県民意見

資料5

意見募集期間:平成27年10月2日～11月1日(1ヶ月)

総県民意見数:84件/84人

※複数内容に及ぶ意見については、下記「同種の意見」欄において内容ごとにカウント

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
1	全般 (目標設定)	<p>これまで県教委はたくさんの目標設定を行ってきたが、子どもたちの成長につながっているのか疑問である。今回も「全国に誇れる教育水準の達成」を目指し、「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を目標指標として設定しているが、目標を設定することにより、学校教育が管理的になることを危惧している。本来、指導法などは、各教員に任せられるべきで、よい指導法は、子どもによって違うはずである。目標を数値化することでそのようなことができにくくなりほしくないか。</p>	3件	<p>計画に基づく施策の進行管理にあたっては、目標指標の達成度をはじめ施策の達成状況を把握し、県民とも適時に本県の教育課題を共有した上で、透明性を確保しつつPDCAサイクルを機能させる仕組みが必要です。 このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、毎年、本計画の項目・指標を基本とする県教育委員会の施策の点検・評価を行い、その結果について公表するとともに、その内容を教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化と質の向上を図っていきます。 各学校では、子どもたちの実態に応じた目標設定をするとともに個に応じた指導の充実に努めることが大切です。また、授業は、学習指導要領に基づいて行うものです。その枠組みの中で、教材の選定や教具、授業展開等は、児童生徒の学習状況や地域の特色を生かし、様々に工夫することが当然求められます。</p>
2	全般	<p>大分県の人権教育推進の位置づけが、ずいぶんと変容し、しかもその位置づけが毎回弱くなってきていることに危惧の念を抱いている。「新大分県総合教育計画」→同改訂版→「大分県長期教育計画(素案)」と比較してみると、人権に関する教育の位置づけが、次第に小項目になってきている。「項目の大小ではなく内容です」という声が聞こえてきそうだが、計画の項の大きさや位置づけ、順番は行政執行の意志・意図が反映されるものである。 特に今回の計画では、基本理念が「生涯にわたる力と意欲を高める」とあるにもかかわらず、人権に関する項が、学校教育と社会教育とに分離されており、その関連性も見えず、さらには達成指標をみても、これで人権教育の推進がなされていると判断できるのか疑問に思う。</p>	-	<p>社会を取り巻く環境が複雑・多様化しており、総合的に人権教育を推進する必要から、今回新設する総論部分(第1章)で「施策の総合的推進のために必要な視点」として「基盤となる人権教育」を掲げ、1(7)「時代の変化を見据えた教育の展開」と5(1)「多様な学習活動への支援」に人権教育を位置づけました。 これにより、子どもの発達段階を踏まえた系統的・継続的な人権教育や人権尊重の地域づくりを推進することなど学校教育・社会教育の両面から人権尊重に向けた実践的行動力を育成するとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向け、今後とも取組の充実に努めていきます。</p>
3	第1章「教育県大分」の創造に向けて	<p>「全国に誇れる学力」や「全国に誇れる体力」という言葉が記述されているが、この言葉に強い違和感を感じる。そもそも、学力や体力は、全国に誇るために付けるものなのだろうか。本来は、子ども一人ひとりの可能性を広げ、それぞれが自己実現できるようにするために付けるものなのではないか。 また、全国学力テストや体力テストの当初の目的は、十分に力が付いていない部分を明確にして、その後の指導に生かすということが目的だったはずであるが、結果を公表されることで、本来の目的を逸脱して、全国でどの位置にいるかということばかりに一喜一憂しているような気がする。全国平均点というものは、あくまで統計的な指標である。大分の成績が良くなっても全国がその成績を上回っていれば、全国平均点以下という結果になるし、逆も然りである。全国平均点という不確かなものに振り回され、目標数値を設定してよいのだろうか。</p>	5件	<p>もとより、子ども一人一人の可能性を広げ、自己実現できる学力・体力をどの子どもにも付けるための学力・体力向上施策であり、その結果として教育行政の適否を総合的に評価する最重点の目標・指標として「全国に誇れる教育水準」を設定しています。 他方で、全国学力・学習状況調査の目的は、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることだけでなく、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することもあります。目標指標の設定については、県全体の子どもたちの変容を客観的に捉え、施策の成果と課題の検証に活用するものです。 各学校に対しては、学力調査の結果に一喜一憂するのではなく、児童生徒の解答状況を分析し、他校の好事例に学びながら、自校の取組の検証改善を行うことで、全ての子どもに一定水準の学力を身に付けさせる指導の工夫改善を推進するよう指導しています。</p>

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
4	第1章「教育県大分」の創造に向けて	<p>教育の主人公は、子どもたちである。子どもたちが、「授業が楽しい」「もっと学習したい」と思えるようにするために 教職員は「分かる授業・楽しい授業」を目指し頑張っている。だからこそ、授業改善やお互いに授業を見合うなど教職員同士で学び合うことに取り組んできている。</p> <p>しかし、それは決して、「全国に誇る」ためのものではない。授業改善によって、学力テストの平均点があがるということにつながったとしても、それは、「全国に誇る」ためのものではなく、子どもたちが「楽しい」「もっと学びたい」「将来こんなことをやってみたい」と思ってくれることを願い、そのことを目標に頑張っているのではないだろうか。</p> <p>「全国に誇る」というのは、だれのための目標なのか。「教育の主体は子ども」というものとはかけ離れたもののような気がする。数値で測る「全国に誇れる教育水準」が上がることと、一人ひとりの子どもが「楽しい」「もっと学びたい」というものは、一部重なる部分もあるとしても、別のものだと思う。数値ではかれないものも含めて、子どもたち一人ひとりが元気に笑顔で、学ぶ意欲を持って学校へ行ける環境づくりをしていくのが、私たち大人の責任である。数値のみで測る子どもの姿をもって目標とする「全国に誇れる教育水準の達成」は、適さないように思う。</p>	-	<p>子どもたちが生涯にわたって学ぶ意欲をもつには、「楽しい」「もっと学びたい」「将来こんなことをやりたい」という気持ちを育むことが極めて重要であり、そのための教育環境を整える責任が大人にあるという意見については、県教育委員会の認識と同じものです。</p> <p>「全国に誇れる教育水準」とは、すべての子どもたちが、意欲をもって一定レベルの学力・体力を身につけられる環境が整った状態であり、大人の責任として県民全体で共有していただきたい、教育行政を進める上の目標です。</p> <p>計画に基づく施策の進行管理にあたっては、目標指標の達成度をはじめ施策の達成状況を把握し、県民とも適時に本県の教育課題を共有した上で、透明性を確保しつつPDCAサイクルを機能させる仕組みが必要です。</p> <p>このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、毎年、本計画の項目・指標を基本とする県教育委員会の施策の点検・評価を行い、その結果について公表するとともに、その内容を教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化と質の向上を図っていきます。</p>
5		<p>最重点目標における「全国に誇れる学力」の指標が学力テストの結果で測れるものとなっているが、文部科学省は、全国学テの結果公表にあたって「調査により測定できるのは学力の特定の一部分」であり、「学校における教育活動の一側面である」としている。</p> <p>学テの結果に固執することで、対象の保護者の一部から「うちの子のせいで、平均点が下がるのであれば、当日学校を休ませたい」「日頃テストが良くできないので、子どもがとても不安に思っている」などの声も聞こえる。学校現場も児童に学力をつけようと、必死になっており、その半面、勉強の嫌いな児童はとてもストレスを感じている。</p>	14件	<p>目標指数の設定については、学力の三要素である「①基礎的・基本的な知識・技能」、「②それらを活用する思考力・判断力・表現力等」、「③学習意欲」の三点について、県全体の子どもたちの変容を客観的に捉え、施策の成果と課題の検証に活用するものです。</p> <p>各学校に対しては、学力調査の結果に一喜一憂するのではなく、児童生徒の解答状況を分析し、他校の好事例に学びながら、自校の取組の検証改善を行うことで、全ての子どもに一定水準の学力を身に付けさせる指導の工夫改善を推進するよう指導しております。</p>
6		<p>「施策の総合的推進のために必要な視点」として「インクルーシブ教育システム」を挙げており、欄外の注釈に「障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ・・・」とあるが、これは個人の努力だけではどうにかなるものではなく、ICFの視点に基づき、障がいを環境との相互作用によって生じるものであるという捉えが必要であると感じる。</p> <p>つまり、「障がい」のある人が社会に参画していくための障壁を取り除くという「社会モデル」に基づいた記述をするべきであると考えます。また、インクルーシブ教育システムを推進していくために「合理的配慮」が義務付けられるが、その「合理的配慮」についての具体的な説明が見られない。「障がい」のある人が「普通学級」で学ぶことがその人にとって当然有する権利であり、合理的配慮がなされないことが「差別」であるという視点が必要であると考えます。</p> <p>ICF (International Classification of Functioning, disability and Health)・・・人間の生活機能と障害に関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するものであり、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約1,500項目に分類されている。</p>	3件	<p>「インクルーシブ教育システム」及び「合理的配慮」の語句については、国内法で明確に定義されていないため、「障害者権利条約」の署名時仮訳や、中央教育審議会分科会報告(平成24年7月)の記述を引用してまとめました。</p> <p>なお、「合理的配慮」については、より具体的イメージがもてるよう、巻末の「用語解説」でいくつかを例示しています。</p>
7		<p>国の子どもの貧困対策に関する大綱では、「学校窓口とした福祉関係機関等との連携」のために、「スクールソーシャルワーカーの配置を推進」を掲げているが、大分県長期教育計画では、このスクールソーシャルワーカーをどのように位置付けているのか。</p>	-	<p>平成27年度大分県では小・中・高等学校において73名のスクールカウンセラーを配置しています。また、県内16地区にスーパーバイザーを置き、未配置校への支援やスクールカウンセラーとの連携を図っており、教育相談体制の充実を推進しているところです。スクールソーシャルワーカーについては、一部の市町単位での配置はあるものの、県は今のところ配置をしていません。いじめや不登校への対応に向けて、きめ細かく生徒を見守る体制づくりの重要性は増しており、学校現場からのスクールカウンセラー配置の要望が高い状況を見極めながら、教育相談体制の更なる充実に向けて研究していきます。</p>

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
8	基本目標1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	大分県の子供たちに確かな学力を育成することは、意見が一致するところであるが、小・中学校における目標指数の設定が、「平均」「割合」のみになっていることには同意しかねる。学校規模や学級規模が異なる中では、「平均」や「割合」で子供たちの実態を正確に測ることはできないのではないかと。目標指数に踊らされるのではなく、子供たち一人ひとりの実態に応じた目標設定を学校現場に任せてはどうか。	9件	目標指数の設定については、学力の三要素である「①基礎的・基本的な知識・技能」、「②それらを活用する思考力・判断力・表現力等」、「③学習意欲」の三点について、県全体の子どもたちの変容を客観的に捉え、施策の成果と課題の検証に活用するものです。各学校に対しては、子どもたち一人一人の実態に応じた目標設定をするとともに個に応じた指導の充実に努めることを指導しております。
9		確かな学力の育成	-	習熟の程度に応じた指導とは、一人一人のつまずきや理解の進み方等、学習状況を把握し、授業の展開や教材・教具の工夫、個に応じたきめ細かい指導の工夫等を行うことであり、全ての子どもたちに分かる喜びを味わわせ、確かな学力を身につけさせるために必要なものです。
10		確かな学力の育成	5件	授業は、学習指導要領に基づいて行うものです。また、「新大分スタンダード」は、県内全ての教員が一定水準以上の授業力をもつための拠り所として提示している最低限の枠組みです。教材の選定や教具、授業展開等は、児童生徒の学習状況や地域の特色を生かし、様々な工夫することが当然求められます。教師自身の特性や独自の発想が生かされる場面は多くあり、そのため授業改善に係る研修が重要であると考えます。
11		豊かな心の育成	-	人口減少、少子高齢化やグローバル化など変化の激しい時代において、たくましく生きていく子どもたちを育てていくことが求められています。本県では、すべての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進していくこととしており、ご意見にあるように、子どもたちの社会性・対人関係能力を育てていくために、組織的な取組の徹底により学校の教育活動を進めているところです。児童生徒数の減少に伴う長距離通学や生活習慣の多様化などにより、放課後、子どもたちが遊ぶ姿を見ることは、以前に比べ少なくなったかもしれません。このような時代であるからこそ、子どもたちの社会性・対人関係能力を育てるために学校の教育活動が必要であると考えます。現在、学校現場では、知識・技能の活用等に加え、「協調性」や「やりぬく力」などを日々の授業の中で育てていくために、子ども同士が相談しながら調べたり、自分の考えを伝え合ったりする主体的・協働的な学習を進めているところです。また、宿泊学習や自然体験活動等も全ての学校で実施されており、県教育委員会では、ふるさと大分の魅力を子どもたちに伝え、継承していく取組も行っています。今後も、子どもたちの社会性・対人関係能力を育み、未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育活動の推進に努めていきます。
12	健康・体力づくりの推進	9件	県教育委員会では、児童生徒の歯や口の健康づくり推進のため、平成25年3月に「学校におけるむし歯予防の手引」を作成し、従来の歯みがき指導、食に関する指導に、フッ化物洗口を加えた三本柱でむし歯予防対策を推進しています。学校において集団でフッ化物洗口を行うことは、誰もが平等にむし歯予防の機会を得ることができます。フッ化物洗口導入にあたっては、フッ化物洗口ガイドライン（厚生労働省作成）に基づき、安全性や有効性が実証されており、事前に保護者・教職員等へ説明を行い実施します。また、実施にあたっては、強制ではなく希望制とすることとしています。	

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
13	基本目標1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	フッ化物洗口は医療行為であり、医療の専門的な知識や衛生環境にない学校の教育現場で行うべきではないか。アレルギー体質の子どもを含め様々な子どもがいる学校の中で行う事に不安を感じる。現在実施されている市町村では、希望をとり行っているが、保護者や子どもの意に沿う形であっても、公的機関の学校が行う事による、何かしらの強制力のようなものをもっと慎重に考えるべきではないか。	2件	「フッ化物の安全性に関する質問主意書」(昭和59年12月21日)に対する答弁書(昭和60年3月1日)に「学校におけるフッ化物水溶液における洗口は、学校保健法第二条に規定する学校保健安全計画に位置づけられ、学校における保健管理の一環として実施されているものである。」とあり、洗口液の調剤や管理、洗口等を教職員が行うことは、薬事法及び薬剤師方法に抵触するものではありません。フッ化物洗口は、フッ化物洗口ガイドライン(厚生労働省作成)に基づき、保護者の同意を得て、希望者に対して実施することとしています。
14		体力向上のための「学校体育の充実」は急務であり、それが盛り込まれているのは評価できるが、体力テストの結果のみを求めすぎないようにしてほしい。そうなってしまうと、体力テストの練習をすればよいことになってしまい、考えて動く、動いて考える体育本来の楽しさがいかに失われてしまいかねない。また、部活動の充実を考えた時の人的配慮や練習時間の保障を具体的にどのように考えているのか気になった。	-	体力向上については、調査結果の向上のみを目指した取組ではなく、児童生徒に運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化・習慣化を図られること目指した取組となるよう指導を行っていきます。運動部活動については、専門的な指導ができない教員もいることから、外部指導者を活用し充実を図ります。
15	進学力・就職力の向上	教育は教育のためにあるのではなく、基本理念にも掲げられているように「生涯にわたる力と意欲」を個人が持ち続けられるかがカギとなる。生涯を通じて教育を語る時には、地域で働き続け、地域で生きる基盤が必要。確かに活躍の場を求めて都市圏や海外へ進出する人もいるが、ほとんどの人たちは地域で生きる道を選ぶ。それは敗者ではなく地方存続のために必要不可欠な力となる。そのためには、産業界経済界との連携を常に視野に入れながらの政策策定を行うことが必要。	-	主な取組「②就職力の向上」、「③キャリア教育・職業教育の充実」の項目において、地域社会や産業界と連携・協働した取組の推進を記載しており、地域の産業を担う人材育成に向けた取組の充実を図っていきます。
16	特別支援教育の充実	「特別支援学校への在籍を希望する保護者が増えている」と記述があるが、そのような状況を生んだ理由を条件整備の不備と捉え、地域の学校への在籍が可能となるよう行政の責任のもと社会的障壁を取り除いていくべきではないか。	1件	障がいのある子どもが学ぶ教育の場は、小・中学校等の通常学級や特別支援学級、特別支援学校があり、本人・保護者の意向を最大限尊重して就学先を決定しています。ご指摘のあった地域の小・中学校への在籍に関しては、平成23年度以降の5年間で小・中学校の特別支援学級を200学級増設するという計画を立て、本年度まで計画的に設置したところです。どの教育の場でも、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うことができるよう、教職員の専門性の向上や「個別の指導計画」の作成等とおした、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めてまいります。
17		支援学級や支援学校に通った知人に、車いすでも校舎内を過ごせる設備があれば地域の学校に行きたかった、支援の教職員が子どもについてくれるのなら地域の学校に通わせたかった、地域の友だちと一緒に関わりたい方々がいる。現状と課題の中で「特別支援学校や特別支援学級への在籍を希望する子どもや保護者が増えており」と書かれているが、なぜそのような状況になっているか考えてほしい。来年度から「障害者差別解消法」が施行されるが、本当の気持ちをくみ取る努力をするとともに、ぜひ様々な条件整備をしてほしい。予算のかかることだとは思いますが、一人ひとりを大切にする教育は必ず、私たち一人ひとりに返ってくる。「障害」のある子どもたちも一緒に通うことのできる学校をめざしていくという考え方を取り入れてほしい。	-	障がいのある子どもの意思表示に応じた合理的配慮の提供は、「個性」が高いものです。したがって、当該幼児児童生徒が在籍する学校及び設置者が、個々の障がいの状態や社会的障壁となっている事象を丁寧に把握し、どのような変更・調整が必要かつ可能であるかを検討しなければなりません。「障害者差別解消法」の施行に際し、学校・行政機関の関係者がこのことを十分理解することが必要だと考えます。なお、義務教育段階では、障がいのある子どもの就学先は、本人・保護者の意向を最大限尊重して市町村教育委員会が決定しています。また、障がいのある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上では、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通じた相互理解を図ることが極めて重要であり、従前から実情に応じた取組がなされています。今後も、特別支援学校と小・中学校等との間、小・中学校の特別支援学級と通常の学級との間など、交流及び共同学習の推進・充実に努めていきます。

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
18	基本目標1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進  特別支援教育の充実	合理的配慮の詳しい説明も補足してもらえると、合理的配慮というものが何なのかがわかりやすくなると思います。	2件	「合理的配慮」の説明については、別添「用語解説」において例示しています。
19		ADHDやアスペルガー症候群などの情緒に問題を抱え、学校生活に困りを抱えている子の割合が増えており、5歳児検診で見つかる子どもも年々増加している。このままの状況が続けば、受け入れ側の学校の困難さが目に見える。このような情緒障害の児童やその周りの子どもたちに対しての教育の対策を考えなければ、十分な学習保障ができないと思う。	-	本計画では、特別支援学級の増設、特別支援学校教員による巡回相談の推進、特別支援教育を担う教員の資質向上のための研修内容の工夫・充実等、これまでの取組を継承しつつ、一人一人の障がいの状態等に応じた指導・支援のより一層の充実が不可欠と考え、教員の専門性の向上ときめ細かな指導の充実を柱とした取組を打ち出しています。
20		通常学級での「個別の指導計画」の作成を重点課題とし、目標指標を作成率としているが、作成率が上げれば特別支援教育が充実するというものでもないと思う。障がいの有無にかかわらず、子ども1人ひとりに丁寧に関わる中で、子どもの実態やニーズを把握して「個別の指導計画」に反映すべきであるが、現状は「個別の指導計画」作成すること自体に追われているような気がする。「個別の指導計画」作成が重圧にならないような配慮が必要ではないか。	-	特別支援教育は障がいのある子どもの在籍する学校・学級の種別にかかわらず、当該幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導や必要な支援を行うものです。このことを具現化したものの一つが「個別の指導計画」であり、どのような内容を記載すれば個に応じた各教科等の指導が充実するのか、不断の見直し・改善に努めることが教員の責務と考えます。学校・学級の種別にかかわらず、障がいのある子ども・保護者が、特別支援教育の理念に基づいて個に応じた指導を行うことへの期待は高まっています。このことを念頭に、「個別の指導計画」の作成・活用に努めていただきたいと思います。
21		個に応じた「合理的配慮」がなされ、教育効果を上げるためには、各学校・各学級における「基礎的環境整備」の充実が欠かせないと思う。また、将来の就労を考えた時に、障がいのある人への県民の理解をどう進めていくかも大きな課題であり、啓発活動を推進していくべき。	-	合理的配慮は個別性が高いものであり、基礎的環境整備は共有性が高いものであることから、学校長がリーダーシップを発揮して各学校の特別支援教育に関する指導体制・相談体制を確保したり、学校施設の効果的活用を検討したりすることが必要です。本県では在籍生徒の障がいの状態を鑑み、必要に応じて高等学校にエレベーターを設置する等のバリアフリー化を行ってきました。また、就労を含め、障がいのある子どもが地域で安心して暮らすことができる社会の実現のためには、県民の共通理解を推進して社会的機運を醸成すること等が必要であることから、本県では「大分県障がい者基本計画(第4期)」(平成26年3月)に基づいて、教育、福祉、医療、雇用などの各分野が連携し、啓発活動を含めた諸施策を総合的に展開しています。
22		平成28年度から「障害者差別解消法」が実施される。このことにより、障害のある幼児児童生徒への合理的配慮の提供は、公的機関(幼稚園・小学校・中学校・高校等)においては「義務」となる。この配慮に関する事項は「個別の指導計画」に、配慮に必要とされる連携は「個別の教育支援計画」に記載されることになり、目標指標の指標名「個別の指導計画(通常学級)」の作成率は、平成28年度内に必然的に100%となる(法令違反を犯す学校がなければ)。故に、平成31年度の目標値は平成36年度同様、100%でなければならず、この部分の修正をお願いしたい(鹿児島県の長期計画を参照してほしい)。なお、目標指標としては「100%を維持すること」がとても重要なことであり、「個別の指導計画(通常学級)」のままでよいと思う。	-	現行学習指導要領では、特別支援学校における「個別の指導計画」の作成は義務化されているものの、幼稚園、小・中・高等学校では必要に応じて作成することとされています。ただし、中央教育審議会分科会報告(平成24年7月)では、「特別支援学校と同様に障がいのある幼児児童生徒すべてに拡大することの必要がある」と指摘されているように、各校種での作成を推進する必要があります。ご指摘の「合理的配慮」は、障がい者の意思表示に応じて提供することは不可欠となりますが、この提言や本県各校種の作成状況を見て、本計画期間中の作成率100%達成を目標に、個に応じたきめ細かな指導を充実させます。



NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
23	基本目標1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	特別支援教育の充実	-	県立高等学校在籍の障がいのある生徒に対する「個別の指導計画」の作成率は低い状況にあるため、目標指標に高等学校の作成率を追加しました。28年度中には100%の作成率を達成し、以降は100%の作成率を維持していくことを目標に、個に応じたきめ細かな指導を充実させます。
24		時代の変化を見据えた教育の展開	-	現在の高度な情報化社会の中で、情報を適切かつ効果的に活用できる能力を付けることが必須になっています。今後、学校教育におけるアクティブ・ラーニングやアダプティブ・ラーニングに対応するためのタブレット型端末を中心としたICT環境を、今後計画的に整備することで、時代の潮流に立ち向かえる多様性、協働性に優れた生徒を育成していきます。また、授業においてアクティブ・ラーニングや協働的な学びを実現させ、子どもたちの情報活用能力の向上を図ります。
25			-	情報化が進んでいる中、ICT機器の充実が計画にあるように大事なことだと考える。しかしながら、公立小中学校ではタブレットや電子黒板が導入されていないところがまだ多いようである。教室でのインターネット環境、無線LANの整備などは喫緊の課題ではないか。
26	基本目標2 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」	グローバル化の時代において、海外に出て英語を使って国際交流や仕事をする事は重要になり、この項目を推し進めていくことはキャリア教育の面でも重要になると思う。しかし、全体的に他国のことをグローバルとしてとらえている傾向があり、「総合力」とするのであれば、異なる価値観という視点から身近にいる「多様な価値観を持った人々との協働」も重要である。文明の進歩により、経済的な格差や、家庭環境、生活環境、各々の能力など昔より差が広がってきており、教室の隣にいる友達でさえも、異なる価値観や異文化をもちながら一緒に勉強している状態がある。素案にあるような特別な取組だけでなく、すべての学校・学級で日常的に行う教育活動の中でこの力を育成する視点を盛り込んでほしい。	-	グローバル人材に必要な総合力の要素の一つとして、主な取組②「多様性を受け入れ協働する力の育成」を挙げています。これは、海外での外国人との協働だけでなく、日本国内あるいは県内において、周囲のあらゆる人に対して当てはまるものです。県教育委員会では、大分県の子どもたちが、これからの社会や未来を切り拓く上で、外国人も含めて多様な人々と関わり、共に成長していく力が必要であると考えています。
27		「海外へ出て行って英語を使い国際交流や仕事をする」ことをグローバル社会の具体であるとしてとらえている傾向があるが、身近にいる「多様な価値観を持った人々との協働」も同様に大事である。近年、外国ルーツをもつ生徒が増えているが、大分県の学校現場でも、そういった生徒が学級の中に複数いることも現状としてある。そういった多様な背景・価値観を持つ生徒とのつながりの意義も記述すべきである。	1件	
28		海外に出て活躍することも重要であるが、海外から大分に来る、もしくはいる人々との交流を図ることが一番肝要かと思う。大分県における長期計画であることを考えると、今ある大分の持つ特徴を生かすほうが良いのではないかと。海外の人々が大分に移り住むことを希望するような魅力ある大分になればと思う。	-	

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
29	基本目標2 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」	<p>大分県は現在、APUの存在もあって多岐にわたる様々な国籍の外国人が暮らす非常に魅力的な県となっている。学生たちは様々な国の友だちと共に学ぶことによって自ずと多文化に触れ、それぞれの国の文化や言語を大事にする感覚を身に付けており、将来どの国に行っても、異国を尊重する姿勢と態度は高く評価されるであろう。まさにこれからのグローバル社会で大事なものは、こういった世界感である。英語圏のみならず、どの国の人々とも地球人として共に地球の未来を構築しようとする姿勢が大切。</p> <p>県内の小中学校では、外国にルーツを持つ子ども達が年々増えてきおり、その子ども達を通して異文化に触れ、尊敬の念を持って共に学び合うことは、正しい国際感覚を身に付けるのに大変適している。日本語が話せず言語支援を必要とする子。自分のアイデンティティについて悩みを持つなど精神面や学習面で支援を必要とする子。彼らに手を差し伸べ、共に育ちあう環境をつくることも、大分県のグローバル化につながるのではないかと。</p> <p>フィンランドは多言語が飛び交う国であるが、各学校には言語支援者が十分配置されており、その中で英語力も他の学力(考える力)も伸びている。これからの大分県において、英語が話せればそれでよいといった雰囲気子どもや保護者が傾倒してしまわぬよう、大分県だからこそできる真のグローバル化・総合力の育成を願う。</p>	-	<p>グローバル人材に必要な総合力の要素の一つとして、主な取組②「多様性を受け入れ協働する力の育成」を挙げています。これは、海外での外国人との協働だけでなく、日本国内あるいは県内において、周囲のあらゆる人との協働に対しても当てはまるものです。グローバル人材の育成については、英語力(語学力)の育成だけに特化するのではなく、多様性を受け入れ協働する力や、海外への挑戦意欲・使命感の育成など、本計画に示した5つの力の総合力の育成が必要と考えています。県教育委員会では、大分県の子どもたちが、これからの社会や未来を切り拓く上で、この総合力の素地を学校・家庭・地域の協働により培っていきます。</p>
30	基本目標3 安全・安心な教育環境の確保	<p>目標指標にいじめの認知件数の減少を盛り込まなかったことは、よいことだと思う。教職員がゆとりをもちもっとゆったりとした気持ちで子どもと向き合い、寄り添っていく時間を確保するための視点を盛り込んで欲しい。</p>	6件	<p>大分県は「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こる」という認識に立ち、小さないじめも、見逃すことなく把握して小さなうちに解消することに努めています。「いじめ校内対策委員会」をはじめとした、組織的な生徒指導体制の構築やスクールカウンセラー、いじめ解決支援チーム等の活用を通じて、教職員が子どもと向き合い、寄り添っていく時間の確保に努めていきたいと考えています。</p>
31	いじめ対策の充実・強化	<p>いじめの問題は誰にでも起こりうるという見解は賛同する。いじめをされた子の苦悩はもちろんだが、いじめる側の心のあり様についても寄り添っていかねばいじめは解決しない。そのために、家庭訪問をしたり、日記の記述に丁寧に向き合ったり、保護者との連携をとるなど、大変に時間のかかる指導が必要となる。子どもたちに必要なのは、自分や他者を大切にすることの意味を考えること、そして自分をありのままに受け止めて、困りを共有し、一緒に解決にむけて歩む存在ではないか。</p>	-	<p>各学校ではいじめる側・いじめられる側の両方の寄り添いを大切にしています。日頃から実施されている学年会議や教育相談部等の分掌会議の中で、または「いじめ校内対策委員会」を通じて全教職員共通理解の下、学校全体で関わっていくように努めています。また、保護者への迅速な連絡・家庭訪問等を実施し理解や協力を得ることが大切であり、管理職を含めた教員のみならずスクールカウンセラー、関係機関等と連携しながら子どもに寄り添い解決に向けて努力をしています。</p>
32	不登校対策の充実・強化	<p>目標指標に不登校児童生徒の出現率を設定しているが、この対応のための数値目標が設定されることに違和感がある。長年、学校に行っていないことで苦悩している子どもを見ていると、学校に行かないことはそう問題ではなく、学校に行かないことで自信を失うことに問題があるように感じる。そこに追い込んでいるのはもしかしたら、不登校を解消しようと意気込む担任や学年集団、解消することをよしとする地方教育委員会の体制ではないかと謙虚に考えていかなければならないのではないかと。</p> <p>不登校の子どもを持つ保護者にとっては、数字で解決されなければならない問題として我が子が見つめられるのは辛いものである。保護者が勇気を失わずに毎日過ごし、子どもと向かい合いながら子育てをしていけるように支援する方策、場所、機関の提供にこそ目的が向かうべきではないか。数値の達成自体が目的化され、ますます追い込まれていく子どもや保護者が増えていくことを危惧している。もっと多面的にこの問題をとらえ、様々な子どもたちがそれぞれの生き方を選択できるよう、自立支援の充実に向けた目標が設定されることを切に願う。</p>	1件	<p>文部科学省は、毎年新規に出現する不登校児童生徒数を出現させない未然防止の取組をこれまで以上に充実させていこうとしています。これは、不登校の要因が一人ひとり異なることや、様々な要因が複合的に絡み合うことで不登校期間が長期に及ぶほど学校復帰が困難となっている状況があるためです。県教育委員会としても、市町村教育委員会や各種団体と連携しながら、様々な未然防止策や復帰・自立支援策を講じることで、全ての子どもの居場所と絆がある学校づくりのための取組を推進します。</p>
33		<p>目標指標に不登校児童生徒の出現率が設定されているのは問題ではないか。数値の達成自体が目的化してしまうことを危惧する。「不登校」の子ども達の保護者への支援も盛り込まれるべきだと考える。</p>	2件	<p>本県では、県教育センターにある「ポランの広場」をはじめ、15市町に教育支援センター(適応指導教室)が開設されており、訪問指導による不登校児童生徒及び保護者への支援を行っています。ご指摘の内容を踏まえ、「不登校」の子ども達の保護者支援に関する記述を明確化します。</p>

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
34	基本目標4 信頼される学校づくりの推進  教職員の意識改革と資質能力の向上	教員は休憩時間も子どもたちの指導に費やし、超過勤務や持ち帰り仕事などで毎日仕事に追われている現状があり、広域異動によって長距離通勤を余儀なくされ疲れ切っている者もいる。このため主な取組「③校務環境の整備」、「④健康の保持・増進」の中に、長距離通勤・超過勤務・休暇取得といった労働環境改善の視点について記述すべきではないか。	12件	労働環境改善に係る内容は、③校務環境の整備に記載しているところです。今後も、「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」の取組等により、校務環境の整備を引き続き推進していきます。
35		「生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実」とあるが、休憩がほぼない一日平均12時間の労働、過度の出張数で回らない職場の現状を理解したうえで「充実」という言葉を選んでいるのならば、実質的な改善策で教職員の精神的・肉体的負担を減らす策を記述すべきである。	1件	
36		「リレー式〇〇」と銘打った、講座や研修の出張が最近ものすごく多く、肝心な授業の方が自習になっている。「子どもたちの学力向上」と言いながら、現実には自習の時間が増えるというのはおかしくないか。小さい学校だと、担当分掌が多く、何度も出張することになり、大変な問題になっている。似たような講座や研修は、県教委だけでなく、事務所単位・市教委単位でも行われているので、ぜひ連携して、必要最小限にして欲しい。	-	リレー式授業改善協議会は、今求められている授業改善の方向性や先進的な取組について管理職、ミドルリーダー、教科担任等に広く理解いただき、学力向上の取組が学校全体で組織的に行われることを目的としています。3年が経過し、特に小学校においては取組が進んできましたので、今後の方向性について検討しているところです。また、学校内で教員が子どもと向き合う時間が確保されるよう、「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」の取組等により、県教育委員会や教育関係団体及び教育研究団体の学校外での会議・研修等の精選・縮減に取り組んでいるところです。
37		現状の課題の中で教職員の精神疾患や定期健康診断の結果等に触れていることは評価できる。教職員が健康を損ねている原因を検証し、具体的に改善する方向性を記述して欲しい。	4件	心身の健康を損ねる原因については、多くは複数の要因が重なっているのが現状です。そのため、主な取組「④健康の保持・増進」に記載している内容を実践することにより、教職員の健康課題を検証・分析しながら、個別または集団への支援に効果的に取り組みます。
38		大分県では教職員の大量退職時代となり、それに伴い、これから毎年多くの教員の採用があり、世代交代も進むことが想定される。採用試験の実施にあっては、公平性・透明性が不可欠であると思う。しかし、臨時講師として現場を経験している人の中で、教育に情熱をもち、実戦経験も積んでおり、生徒からも信頼され慕われているのになかなか合格できない人もいます。試験の可否は客観的に行われるべきだが、試験で高得点を得、面接で好印象を得る人が必ずしもいい教員となるかという、そうとも言えないように思う。学校は一つの社会である。資質的に問題ありという人はともかく、いろんな個性を持った先生がいるからいいという一面はあると思う。採用試験の可否を決定する資質の観点も客観的であると同時に多角的であることも必要なのではないか。特別選考の中に経験者区分を設けるなどの工夫があってもよいのではないか。	-	教員採用選考試験においては、優秀な人材を確保するため、模擬授業や教科・科目等の専門に関する内容を問う口頭試問など専門性を判断する試験を実施しており、日頃の教育実践を活かすことが可能であると考えています。地方公務員法の趣旨を踏まえ、試験の公正性・公平性を確保する観点から、一律に臨時講師の経験による優遇措置を設けることは考えていません。
39		「服務規律の徹底」については、教職員の服務規律の徹底という視点ばかりを唱えても改善していかないと思う。教職員が心身ともに安定した状態で力を発揮できる環境の整備に全力を尽くして欲しい。	1件	教職員が持てる資質能力を十分に発揮できるよう、心身の健康を保持することは重要であることから、ご指摘の内容を踏まえ修正を行います。（「④健康の保持・増進」の記述のうち、「教職員の健康」を「教職員の心身の健康」に修正）
40	大分県の教職員の年齢構成を見ると、その多くの割合を占める50代の教職員が、今後数年の間に定年を迎え、現場が大きく若返ることが予想される。新しい風を吹き込むことは大変素晴らしく、大きな期待が持てるし、ベテラン教職員の持つノウハウを継承することも大切なことであると思う。しかしながら、その方法として、主な取組②にある「教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上に資する広域人事異動」を行うことは果たして意義があるのだろうか。地域に根ざした教育を熟知した教職員がそのノウハウを地域の若い教職員に継承する、それが一番自然で効果的なことと思う。	8件	広域人事異動は、全県的な教育水準の維持向上、教職員の意識改革及び若手教職員の人材育成の観点から推進しているところです。なお、地域に根ざした教育の推進のために大事なことは、教職員が同じ地域に長期間勤務すること以上に、その教職員が如何に意欲を持って取り組むかという姿勢やコミュニティ・スクールなど地域とともにある学校づくりにあると考えています。	



NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
41	学校基本づくりに4の信頼される 教職員の意識改革と資質能力の向上	「学校支援センターによる学校運営支援機能の強化」の項について、大分県の義務制小中学校においては、未配置校が多い中で、センター職員が未配置校の学校運営に関わっていくのには限界がある。具体的にどのようにして学校支援を行うかについて示してほしい。	-	学校支援センターの設置により、小中学校事務職員の人材育成や活用を図るとともに、学校の教育力向上に向けたICTを活用した校務処理の効率化等の支援に取り組んできました。 今後も学校が組織として機能し、教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮できるよう、事務処理のICT化の進展に対応した適切な情報を提供するなど支援に努めていきます。
42	時代を目標とする5の抜く変生化涯を激しい 社会全体の「協育」力の向上	今、学校では教育を十分に受けられていない生徒がいる。原因は様々だと思うが一番の原因は家庭を含めた地域の教育力の低下だと思う。少し前までは一人の子どもに関わる大人がたくさんいて、子どもは色々な情報や価値観をその中で学び取ることができたが、今ではそれができない環境の中で育つ子どもが少なくない。 学校を教育の柱として人権的な視点を第一にし、あらゆる子ども間の壁を取り除けるような環境を構築して欲しい。今の学校は臨時の先生が多すぎる。人材の確保に力を入れてほしい。	-	子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、県では、学校・家庭・地域が協働して子どもを育むことを推進する「協育」ネットワークづくりに取り組んでいます。現在、県内すべての市町村で「協育」ネットワークを活用して、地域主導による放課後・土曜日等における学習活動や体験活動への支援や悩み・不安を抱える保護者への支援としての家庭教育支援などを行っています。 学校における種々の教育課題に的確に対応するためには、「芯の通った学校組織」を構築するとともに、学級担任には原則として正規教員を配置することとしているところです。正規教員の採用数は、退職者数や臨時講師比率の状況等も勘案して増やしてきており、今後とも人材の確保に努めていきます。